

令和4年度

北海道包括外部監査の結果報告書

コロナ禍における重点政策等と財政収入及び支出に係る財務事務の執行について

北海道包括外部監査人
税理士 鈴江 誠

目次

第1章	包括外部監査の概要	1
第1節	外部監査の種類	1
第2節	選定した特定の事件(監査テーマ)	1
第3節	特定の事件を選定した理由	1
第4節	監査の対象機関	1
第5節	監査の対象期間	1
第6節	監査日程	2
第7節	監査の着眼点	2
第8節	主な監査手続き	2
第9節	包括外部監査人及び補助者	2
第10節	利害関係	3
第11節	監査の結果	3
第2章	監査対象の概要	3
第1節	北海道公立学校校務支援システム構築事業	3
第2節	北海道立北の森づくり専門学院	3
第3節	北海道地方競馬事業	4
第4節	不動産取得税等の賦課徴収事務	4
第3章	外部監査の結果	5
第1節	北海道公立学校校務支援システム構築事業	5
第1節	監査の概要	5
第2節	監査対象の概要	6
第3節	監査の結果	20
第2節	北海道立北の森づくり専門学院	38
第1節	監査の概要	38
第2節	事業及び施設の概要	39
第3節	監査の結果	45
第3節	北海道地方競馬事業	57
第1節	監査の概要	57
第2節	事業の概要	58
第3節	監査の結果	69
第4節	不動産取得税等の賦課徴収事務	84
第1節	監査の概要	84
第2節	監査対象の概要	84
第3節	監査等の結果	106
第4章	おわりに(総括所感)	113

◎報告書における表及び図の金額等については、原則単位以下を切り捨てしているため、合計額と一致していない場合がある。

◎報告書における表及び図は、北海道及び関係団体から提出された資料に基づき監査人が作成した。

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（監査テーマ）

コロナ禍における重点政策等と財政収入及び支出に係る財務事務の執行について

第3 特定の事件を選定した理由

北海道においても新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その財政は大変厳しい状況に陥っており、これは道民の生活においても同様であるところであり、当該状況を克服するための経済対策を具体化すべく、北海道が打ち出した重点政策をはじめとした各事業にも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが充当されているが、果たしてその支出に見合うだけの効果が十分に得られていると言えるのか、その検証を行う必要があると思われる。

また、コロナ禍における北海道の財政収入及び支出に係る財務事務の執行という観点から各種施策の財源となる道税を賦課徴収する事務を執行する各（総合）振興局及び道税事務所、その中でも徴収金額が多額に上る不動産取得税等の適正公平な賦課徴収事務と、地域経済に貢献し、その収益をもって社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展等及びコロナ災害からの復旧のための施策を行うにあたり必要な経費の財源となる北海道競馬の運営について、外部の専門家の立場から、その実態を確認・分析し、その執行が適正に行われているかを検証すべく本テーマを選定した。

第4 監査の対象機関

総務部、総合政策部、農政部、水産林務部、教育庁、各（総合）振興局、及び各機関の出先機関

第5 監査の対象期間

令和4年9月20日から令和5年1月31日まで

第6 監査日程

監査日	監査対象機関	場所	対象事業
令和4年9月27日	農政部	本庁（監査人室）	北海道競馬
令和4年10月3日	農政部	現地	北海道競馬
令和4年10月4日	水産林務部	本庁（監査人室）	北の森づくり専門学院
令和4年10月4日	総務部（税務課）	本庁（監査人室）	不動産取得税等
令和4年10月17日	教育庁	本庁（監査人室）	校務支援システム
令和4年10月17日	総務部（札幌道税事務所）	現地	不動産取得税等
令和4年10月31日	水産林務部	現地	北の森づくり専門学院
令和4年11月1日	水産林務部	現地	北の森づくり専門学院
令和4年11月1日	上川教育局・旭川南高校	現地	校務支援システム
令和4年11月24日	十勝総合振興局	現地	不動産取得税等
令和4年11月25日	十勝総合振興局	現地	不動産取得税等
令和4年11月28日	胆振総合振興局	現地	不動産取得税等

第7 監査の着眼点

- (1) コロナ禍における財政収入及び支出に係る財務事務に関して、関連する法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか
- (2) コロナ禍における財政収入及び支出に係る財務事務に関して、客観性、経済性、効率性に問題がないか

第8 主な監査手続き

- (1) 監査対象とした事業について関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認した。
- (2) 所管課に対してヒアリングを実施するとともに、関係業務に係る実地調査を実施した。
- (3) その他必要と認めた手続きを実施した。

第9 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	鈴江 誠	税理士
補助者	越前谷 孝弘	弁護士
補助者	板倉 圭吾	税理士
補助者	鈴木 隆司	公認会計士
補助者	岩田 圭史	税理士

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第11 監査の結果

次の区分により対応を求めた。(個々の内容は「第3章 外部監査の結果」を参照)

【指摘】早急に是正又は改善を求める事項 (4件)

【意見】監査の結果に添えて提出する意見 (16件)

(違法性、有効性、効率性、経済性の観点から検討の必要がある事項)

また、直ちに改善することを求めるものではないが、包括外部監査人が今回の監査を通じて感じた点について、【所感】として記載した(7件)。

将来的な課題として、今後において検討されることを期待するものである。

第2章 監査対象の概要

第1節 北海道公立学校校務支援システム構築事業

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が充当された事業の一つである北海道公立学校校務支援システム構築事業について、この事業がコロナ交付金との事業関連性が適切であるか。

また、当該システムの導入経緯及び業務委託が適切であり透明性が保たれているか。

校務の効率化や事務負担の軽減により、教員の時間外勤務の縮減、生徒と向き合う時間の確保及び人的接触機会の軽減等について、その支出に見合うだけの十分な効果が得られているか検証する。

第2節 北海道立北の森づくり専門学院

北海道立北の森づくり専門学院は、北海道の豊かな森林を守り育て、将来の世代に引き継いでいく百年先を見据えた森林づくりを推進するという理念のもと、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身に付けた人材育成を行う学校運営事業である。

当該事業が法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか、公費会計及び私費会計についてそれぞれ法令・要領等に準拠して執行されているかについて検証する。

第3節 北海道地方競馬事業

競馬法第23条の9では、都道府県は、その行う競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとして定められており、北海道競馬の運営においては、法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営された上で、事業の収支改善を図るためどのような施策を行っているか、また北海道競馬の継続的発展に欠かせない競馬関係者（調教師、騎手、きゅう務員）の確保についてどのような施策を講じているか等を検証する。

第4節 不動産取得税等の賦課徴収事務

各種施策の財源となる道税を賦課徴収する事務を執行する各（総合）振興局及び道税事務所において、その業務が法令、条例、規則等に基づき適正公平に行われ、納税者の個人情報管理が厳格に行われているかを検証するとともに、道税の中でも一件当たりの徴収金額が比較的大きくなる不動産取得税の賦課決定事務において課税標準の算定が効率的かつ正確に行われており、北海道と市町村における評価の統一と事務の簡素化が図られているかについても確認する必要がある。

第3章 外部監査の結果

第1節 北海道公立学校校務支援システム構築事業

第1 監査の概要

1 監査の目的

令和4年度包括外部監査の監査選定テーマに沿い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「コロナ交付金」という。）が充当されている事業の一つである、北海道公立学校校務支援システム（以下、「校務支援システム」という。）について、コロナ交付金との関連性及びその支出に見合うだけの効果が十分得られているか、その導入に至った経緯等を検証する。

2 監査対象部局

- (1) 教育庁ICT教育推進課
- (2) 北海道旭川南高等学校（現地調査）
- (3) 教育庁上川教育局（現地調査）

3 監査の範囲

監査の対象は、北海道が実施した校務支援システムに関する執行のうち令和4年4月稼働の新校務支援システムの導入から執行決定に至った経緯及びその導入効果とする。また、新校務支援システム導入経緯の確認のため、平成24年稼働の旧校務支援システムに関する関係書類も参考として確認の範囲に含める。

4 監査日程

- (1) 予備調査
令和4年7月26日 教育庁ICT教育推進課
- (2) 本調査
令和4年10月17日 教育庁ICT教育推進課
令和4年11月1日 北海道旭川南高等学校
令和4年11月1日 教育庁上川教育局

5 着眼点

- (1) 校務支援システムとコロナ交付金との事業関連性は、適切なものとなっているか。
- (2) 校務支援システムの選定に係る諸手続は、適切に行われているか。
- (3) 校務支援システムの導入及び成果測定についての検証体制は、適切なものとなるか。

っているか。

6 監査の手続

(1) コロナ交付金との事業関連性について

校務支援システムとコロナ交付金との事業関連性について、関係書類の確認及び北海道に対する現地調査及びヒアリングにより、事業関連性が適切なものとなっているか、検証を行う。

(2) 選定に係る諸手続について

- ① 契約事務の内容は適切なものとなっているか、契約書、仕様書、積算書等の記載事項を確認する。
- ② 契約に係る事務処理が適切に行われているか、決定書、支出命令書、請求書等の日付、内容等を確認する。
- ③ 契約の履行は適正に行われているか、納品書、完成報告書、成果物等を確認する。
- ④ 契約先の選定は適切に行われているか、指名選考委員会資料、決定書等を確認する。

(3) 導入及び成果測定についての検証体制について

導入及び成果測定する検証体制が構築されているか、関係書類の確認及び北海道に対する現地調査及びヒアリングにより、確認する。

第2 監査対象の概要

1 北海道公立学校校務支援システム構築事業の概要

北海道公立学校校務支援システムは、校務の効率化や事務負担の軽減により、教員の時間外勤務の縮減や子供と向き合う時間の確保に効果があるものと考え、平成24年度から本格導入し、平成25年度は、268校すべての道立学校と42市町村の88市町村立学校で運用している。都道府県単位でシステムを開発し、域内の小学校、中学校、高校、特別支援学校で導入したのは北海道教育委員会が初めてである¹。(以下、平成24年度稼働の北海道公立学校校務支援システムを、「旧システム」という。)

旧システムが稼働して10年経過し、令和4年度から適用される新学習指導要領や入学者選抜に係る各種報告等に対応する必要に応えることができるシステム構築(以下、令和4年度稼働の北海道公立学校校務支援システムを、「新システム」という。)の必要性から、校務のデジタル化を推進するものとして事業計画がなされた

¹平成25年度包括監査報告書より

(令和2年4定補正予算²と5定補正予算³を合算し執行。事業実績額294,000千円)。

その事業内容は、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づく教職員の業務負担軽減の観点から、校務支援システムを活用して校務情報を一元管理し、教職員間で情報を共有するなど、業務の効率化を図るとともに、子供と向き合う時間を確保しきめ細やかな指導の充実を図るものであり、文部科学省のGIGAスクール構想のもと、校務の情報化を進め、効率的な校務処理に寄与するものとされる。

2 新システム導入の必要性について

(1) 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づくもの

北海道教育委員会では、道内全ての学校における働き方改革を推進するため、取組の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を平成30年3月に策定。その後、3年間の取組を経て、これまでの成果と課題を踏まえ、令和3年3月に「北海道アクション・プラン」(第2期)を策定している。

この取り組みの背景には、勤務実態調査の結果から一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている実態があるためである。

【時間外勤務を月45時間以上行っていた者の割合】(副校長・教頭、主幹教諭・教諭)

年 度	全体	校種別の内訳				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
副校長 教頭	平成28年度	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	90.0%
	令和元年度	90.2%	96.4%	88.9%	78.3%	100.0%
	前回比	▲8.4 p	▲3.6 p	▲11.1 p	▲21.7 p	+10.0 p
主幹教諭 教諭	平成28年度	63.3%	67.8%	83.5%	65.0%	36.8%
	令和元年度	56.9%	56.3%	73.9%	58.4%	37.7%
	前回比	▲6.4 p	▲11.5 p	▲9.6 p	▲6.6 p	+0.9 p

この「北海道アクション・プラン」(第2期)の内容と具体的な取り組みは、以下のとおりである。

² 「令和2年第4回北海道議会定例会提案補正予算について」

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/1/2/1/1/2/0/_/07R02_4teiyosasnnoyaiyou.pdf

³ 「令和3年第1回北海道議会定例会提案補正予算(令和2年度最終補正)について」

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/1/2/1/4/0/3/_/11R03_1teiyosannogaiyou.pdf

⁴ 学校における働き方改革北海道アクション・プラン(第2期)

[https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/3/4/8/8/_/02%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3\(%E7%AC%AC2%E6%9C%9F\)%E6%9C%AC%E4%BD%93_210616%E4%BF%AE%E6%AD%A3\(P14%E6%96%87%E8%A8%80\).pdf](https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/7/3/4/8/8/_/02%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3(%E7%AC%AC2%E6%9C%9F)%E6%9C%AC%E4%BD%93_210616%E4%BF%AE%E6%AD%A3(P14%E6%96%87%E8%A8%80).pdf)

【アクション・プラン（第2期）の内容】		【重視する視点】	
期間	令和3年度から令和5年度までの3年間	個の“気付き”	現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。
目標	教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を ・1か月で45時間（1年単位の变形労働時間制を適用する場合は42時間）以内 ・1年間で360時間（1年単位の变形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。	チームの“対話”	真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。
		地域との“協働”	働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

5

※アクション・プラン（第2期）の具体的な取組

<p>Action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備</p> <p>(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用</p> <p>(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進</p> <p>(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進</p> <p>(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進</p> <p>(5) 校務支援システムの導入促進</p> <p>(6) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減</p> <p>Action2 部活動指導に関わる負担の軽減</p> <p>Action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実</p> <p>Action4 教育委員会による学校サポート体制の充実</p> <p>※Action2以降の具体的な取組（詳細）は省略</p>

Action1（5）にあるように、新システムの導入は北海道アクション・プランに基づく、学校における働き方改革に対応するため必要とされるものである。

(2) システム改修が困難であることに基づくもの

令和2年12月23日付で教育庁教育環境支援課から提出された「情報システム診断受診票（新規開発）」において、システム化対象業務の現状・課題以下の事項が掲げられている。

- ① 令和4年度から高校で順次実施となる新学習指導要領の導入に向けたシステム構築
- ② 単位制・通信制高校の情報を管理できるシステムの構築
- ③ 入試選抜に係る業務負担の簡略化に向けたシステムの構築

この旧システム稼働下である平成26年度に導入の成果や課題等を把握するために行われたアンケート調査を基に、平成27年6月に校務支援システム改善検討委員会が設置され、今後の校務支援システムのあり方について提言を受けている。

⁵ 学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第2期）【概要版】

旧システム改修の検討過程において、監理業務、構築業務及び運用委託業務の受託業者である(株)HARP⁶と基本設計業務を受託した(株)エイチ・アイ・デイ（以下「(株)HID」という。）からシステム改修は困難である旨回答を受けたため、新システムの構築を余儀なくされた。

このように新システムの導入は、旧システムの改修が困難であるため必要とされたものである。

3 コロナ交付金との関連性について

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第8版／令和4年5月13日）」⁷によると、コロナ交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はないとされ、そのQ&Aにおける具体例として、地方公共団体が庁内環境の整備を行う場合や、GIGAスクール事業で児童生徒にタブレット端末を配布する場合等にも充当できるとされている。

北海道に対して新システムの導入とコロナ交付金との関連性について確認したところ、接触機会の低減等を理由とする以下の事由により、交付金を充当することは適当であると回答が得られた。

- ・GIGAスクール構想の加速

交付金で対応する事項として国が掲げた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について」（令和2年4月20日閣議決定）のIV-3.「リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速」において明示されている。

- ・新学習指導要領適用

新学習指導要領に対応していない旧システムは使用できなくなるため、システムによる生徒情報等の共有がなされず、対面の会議や打ち合わせが増加することによる接触機会増加（感染リスク拡大）が懸念された。

⁶別紙1 令和3年度関与団体点検調書によると、(株)HARPとは、平成13年1月の「e-Japan戦略」に基づき、平成14年度に総務省が公表した「共同アウトソーシング・電子自治体戦略」を踏まえ、道が検討・公表した「北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP）」を実現するため、平成16年9月に道及び道内市町村が設立した「北海道電子自治体共同運営協議会（HARP協議会）」と密接に連携しながら、効率的・効果的な電子自治体化を推進するための公的性格と民間ノウハウを併せ持った事業体（第3セクター）として、道及び道内の社会経済基盤を支える主要な企業等の出資により、平成16年9月に道主導で設立した団体である。調書によると、北海道は20.6%（97,000千円）の筆頭出資者であり、役職員5名中3名が道退職者、1名が道兼職との関連がある。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/111426.html>

⁷新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第8版／令和4年5月13日 https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20220513_qa_ver8.pdf

- ・指導要録の電子化
新システムでは、システム上での校長承認（電子押印）や電子保存が可能。
- ・入選報告機能
新システムでは、新型コロナウイルス感染に伴う追検査にも対応。
システム化されたことで職員のパソコン上で確認できることとなるため、接触機会の低減につながる。
- ・感染症情報の共有
感染症の発生状況や休業措置をシステム上で道教委に報告するとともに、教育局とも情報を共有できる。

このように、対外的に説明可能な事業であれば、交付対象外経費に該当しない限り、コロナ交付金を充当することは可能であると考えられている。

4 校務支援システムの導入経緯について

(1) 校務支援システム改善検討委員会の設置

新システムの構築にあたり、平成27年6月に校務支援システム改善検討委員会を設置し、同年11月及び平成31年1月に今後の校務支援システムの在り方について提言を受け、旧システムを改修し継続する場合と民間システムを活用し改善を図る場合の比較検討が行われている。

この検討委員会での検討と提言内容は以下のとおりである。

	現行システムを改修し継続する場合	民間システムを活用し改善を図る場合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・学校独自のマニュアルを整備したりするなど運用のノウハウが蓄積 ・改修すべき項目が明確 ・入学者選抜に係る機能など民間システムの標準的な機能には実装されていない機能が支障なく維持できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都府県で安定的に運用 ・機能が洗練されており操作性も高い ・現行システムの課題の多くは解決されている。 ・定期的な改修や学習指導要領の制度改正などの改修については、導入している自治体等で負担を分担可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・改修要望や学習指導要領等の制度改正に対応するための改修には、運用経費に加えて、その都度、改修に要する費用をすべて北海道のみで負担 ・制度改正等に遅れることなく改修を着実に実施していく必要があるが、将来に渡り持続的・安定的に運用することができるか課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄積したデータの移行の実施方針 ・移行したデータの確認方法 ・試験運用の実施方法

※平成26年度に導入の成果や課題等を把握するため、札幌近郊の道立高等学校を対象に聞き取り調査を、全道立高等学校を対象にアンケート調査を実施した結果である。

検討結果を踏まえた議論の概要は以下のとおりであり、この結果民間システムの導入が妥当とされた。

現行システムについては、当時の民間システムをカスタマイズして北海道独自に開発したものであるが、導入からすでに8年が経過し、制度改正等の改修に対応できなくなっており、委員会から提言のあったデメリットを解消し難い状況である。

民間システムについては、現行システム開発開始当時は黎明期であったため、市場参入している業者は少なく、また導入実績もほとんど無かったが、現在では市場が成熟しつつあり、委員会から提言のあったデメリットは概ね解消されている。

よって、民間システムを導入することは、校務支援システムを導入する根源的な目的である、教育の質の向上や事務負担の軽減が期待できる。

(2) パッケージ選定

他の都府県で導入されている以下の民間システムのパッケージについて、平成27年度に3回、平成30年度に2回、令和2年度に2回の民間パッケージに係るデモンストレーションが実施された。

- ① School Engine (株システムデイ)
- ② 賢者 (アルプ株)
- ③ EDUCOMマネージャー C4th for high School (株EDUCOM)

他都府県における導入状況、デモンストレーション実施の結果及び令和2年12月**日付で株HARPより旧システムの改修が困難であるという回答を受けて、新システムは民間パッケージソフトである株システムデイ製の「School Engine」を導入することが適当である旨の結論が出され、本システムを導入することとなった。

(3) システム選定から導入までの過程

システムを選定し導入するまでの大まかな過程は、以下のとおりである。

時期	事項
平成27年6月	校務支援システム改善検討委員会を設置
平成27年7月16日	株テクノコーポレーション、株システムデイ、アルプ株の民間パッケージのデモンストレーション実施。
平成27年11月	委員会から、校務支援システムの在り方について提言を受ける。
平成30年9月26日 平成30年10月23日	株テクノコーポレーション、株システムデイ、アルプ株の民間パッケージのデモンストレーション実施。
平成31年1月	委員会から、校務支援システムの在り方について提言を受ける。
令和2年3月31日	株HARPと78,414,636円の旧システム運用業務契約を締結(随意契約)。
令和2年7月31日	株システムデイの民間パッケージのデモンストレーション実施。
令和2年9月1日	株HARPから新校務支援システムと入試情報システムについて、株システムデイ、アルプ株、テクノコーポレーション株製民間パッケージを導入した際の、アプリケーション

	ン費用・構築・運用費用等見積もり費用一覧表が提出される。
令和2年9月24日	(株)テクノコーポレーションの民間パッケージのデモンストレーション実施。
令和2年10月22日	(株)H I Dから(株)H A R P宛に、教務支援システムは(株)アプシスコレイション ⁸ のパッケージを基本システムとしたもので、システム改修による対応は困難である旨通知がされる。
令和2年12月**日	(株)H A R Pから、教務支援システムは(株)アプシスコレイションのパッケージを基本システムとしたもので、システム改修による対応は困難である旨通知をうける。
令和2年12月8日	(株)H A R Pから①構築・②ランニング（1年）について参考見積書が提出される。
令和2年12月11日	教育総務費事務局運営費に、接触機会の低減等・校務支援システム（学校・教育局・教育庁間で感染症による欠席状況を共有し、注意喚起を実施）構築費等として、96,094千円の予算計上（令和2年4定補正予算）
令和2年12月23日	ほっかいどう公立学校校務支援システム推進費・校務支援システムヘルプデスク設置費についてシステム診断を受診
令和3年3月12日	他都道府県の校務支援システム導入検討状況の調査が行われる。
令和3年3月16日	指名選考委員会（第1回）において、(株)H A R Pを選定業者とする旨審議。
令和3年3月29日	指名選考委員会（第2回）において、(株)H A R Pを選定業者とすることが決定。
令和3年3月30日	(株)H A R Pと72,600,124円の旧システム運用業務契約を締結（随意契約）。
令和3年4月8日	決定書（予定価格調書）により予定価格を●●●千円とすることが決定。（取扱注意資料のため伏せ字とする。）
令和3年4月12日	(株)H A R Pから294,000千円の見積書が提出される。
令和3年4月13日	(株)H A R Pと294,000千円の委託契約を締結（随意契約）同日付で(株)システムデイ及び東日本電信電話(株)に業務を再委託する旨申請がされ、同日付で承諾。
令和4年3月31日	委託業務完了報告書の提出及び完了検査の結果通知。

5 校務支援システムのシステム概要について

(1) 新システム「School Engine」の概要について

新システム「School Engine」は、(株)システムデイが開発した汎用パッケージソ

⁸(株)アプシスコレイションは、学校業務管理システムのソフトウェア開発・販売を行っていた。令和元年5月に(株)システムデイの100%子会社となり、令和元年10月8日付で合併等による解散等が行われた。

フトである。クラウドコンピューティングにより、低額で利用できる校務支援クラウドサービスとされ、導入モデルとして①自治体センター集中モデル、②SaaSモデルの2種類が提案されている⁹。また、サービス利用料金は校務支援（高等学校）1校あたり月額/44,000円（税込）、初期導入費用は校務支援（高等学校）1校あたり330,000円（税込）とされている。

School Engine 小中高等学校 校務支援クラウドサービス

トップページ 導入モデル 校務支援 学校徴収金管理 学校用グループウェア ご利用料金 お問い合わせ

カタログダウンロード

子供と学校をとりまくトータルシステムを実現。

「School Engine (スクールエンジン)」は、クラウドコンピューティングにより、低額かつ定額で利用できる校務支援クラウドサービスです。

自治体や教育委員会を中心とした、各校への広域導入と一括管理を実現します。

「School Engine」でできること

- 児童・生徒情報の統合管理を実現**
校務支援
小中高校に必要な校務機能をトータルに提供
- 児童生徒の徴収金に係る情報の管理**
学校徴収金管理
学校徴収業務にまつわる口座振替・請求情報の管理に特化
- 教職員の仕事の使いやすさを追求**
学校用グループウェア
スケジュール管理や施設管理、行事管理などを情報共有

School Engine Home services
校務情報を保護者へ直接配信
文芸科学省からのデジタル化推進に対応

⁹ (株)システムデイ 校務支援クラウドサービス「School Engine」より
<https://www.systemd.co.jp/school-engine>

ご利用料金



サービス利用料金

校務支援（小中学校）	1校あたり月額／	22,000円（税込）
校務支援（高等学校）	1校あたり月額／	44,000円（税込）
学校用グループウェア	1校あたり月額／	11,000円（税込）
学校徴収金	1校あたり月額／	11,000円（税込）

初期導入費用

校務支援（小中学校）	1校あたり／	330,000円（税込）
校務支援（高等学校）	1校あたり／	330,000円（税込）
学校用グループウェア	1校あたり／	44,000円（税込）
学校徴収金	1校あたり／	110,000円（税込）

※現地での操作指導等は別途費用が発生する場合があります。
※自治体センター集中モデルの場合、上記以外にサーバー・通信設備・サポート費用が別途必要です。

【(株)システムダイ「School Engine」紹介Webページより】

(2) 校務支援システムの主な機能

北海道に対して、校務支援システムの主な機能について確認したところ、新システム「School Engine」のサービス機能は以下のとおりである旨の回答がされた。

School Engineサービス機能

機能ブロック	小学校	中学校	高等学校
児童生徒情報	児童の個人情報及び、学籍情報を管理（※呼称は「児童」）	生徒の個人情報及び、学籍情報を管理（※呼称は「生徒」）	生徒の個人情報及び、学籍情報を管理（※呼称は「生徒」）
受講管理	クラス別・教科別の時間割登録・管理、時数集計	クラス別・教科別の時間割登録・管理、時数集計	各生徒のカリキュラムや習熟度に沿った時間割設定。自由な時間割変更・講座管理
出欠管理	日毎の出欠状況管理・集計	日毎・コマ毎の出欠状況管理・集計	日毎・コマ毎の出欠状況管理・集計
週案簿	週案の入力、実績管理	週案の入力、実績管理	
成績管理	観点別評価・単元別小テストの登録・成績管理	定期考査結果及び、観点別評価の登録・管理	定期考査結果及び、観点別評価、単位認定、進級・卒業判定など
保健管理	健康診断結果や、保健室の利用状況など	健康診断結果や、保健室の利用状況など	健康診断結果や、保健室の利用状況など
進路指導		進路希望先の情報管理や、カウンセリングシート・進路集計など	進路希望先の情報管理や、カウンセリングシート・進路集計など
帳票機能	・通知票作成 ・指導要録作成 ・各種証明書発行	・通知票作成 ・指導要録・調査書作成 ・各種証明書発行	・通知票作成 ・指導要録・調査書作成 ・各種証明書発行
委員会向け機能	感染症報告・進路関係調査	感染症報告・進路関係調査	感染症報告・進路関係調査

また、追加機能として導入した入学者選抜情報管理機能は以下のとおりである。

入学者選抜情報管理	入学者選抜に係る出願者数・受検者数・欠席者数・合格者数等を管理
-----------	---------------------------------

(3) 校務支援システムのメニュー構成等について
 新システムの主なメニュー画面は以下のとおりである。

① ログイン画面（「教職員認証基盤」を使用¹⁰）



② メインメニュー（学校）



¹⁰ (株)HARP社が排他的な著作権を有する「教職員認証基盤」（入札参加者指名選考委員会議事録 令和3年3月16日）より

⑥入学者選抜報告関係（管内高校の報告状況確認）

<input type="checkbox"/> 学校	決選状況	報告日	報告者	確認日	確認者
<input type="checkbox"/> 北海道南川東高等学校					
<input type="checkbox"/> 北海道南川西高等学校	報告済み	11月1日(火) 17:52			
<input type="checkbox"/> 北海道南川北高等学校					
<input type="checkbox"/> 北海道南川永徳高等学校	報告済み	11月1日(火) 10:49			
<input type="checkbox"/> 北海道南川高等学校	報告済み	11月1日(火) 16:26			
<input type="checkbox"/> 北海道南川高等学校	報告済み	10月19日(水) 11:45			

（4）北海道向けカスタマイズ等機能一覧

汎用パッケージソフトである「School Engine」に対して、北海道独自仕様として58項目にわたってカスタマイズが行われている。北海道に対してカスタマイズ項目とその調整内容等を確認したところ、「別紙3 北海道向けカスタマイズ等機能一覧」のとおり回答があった。

6 新旧システムの比較

（1）契約比較

旧システムは専用アプリケーションとして3年間かけて設計・開発を行う大規模な業務であったものに対して、新システムは㈱システムダイ社の開発した汎用パッケージソフト「School Engine」の利用と、当該ソフトを稼働させるサーバ・ネットワーク環境（基盤）の提供と、北海道独自システムである入試選抜試験の報告システムを加えたものである。

新旧システムの構築・開発等に関する契約と運用・保守に関する契約の経緯は以下のとおりである。

<システム構築・開発等に関するもの>

(単位：千円)

旧システム					新システム				
年度	業務	契約先	契約	金額	年度	業務	契約先	契約	金額
H21年度	監理	(株)HARP	随意	15,770	R3年度	構築	(株)HARP	随意	294,000
	設計	(株)HID	入札	39,900					
H22年度	監理	(株)HARP	随意	30,000					
	開発	(株)HID	随意	58,800					
H23年度	構築	(株)HARP	随意	132,300					
	開発	(株)HID	随意	60,900					
H24～H26年度	機能強化等	(株)HARP (株)HID	随意	192,926					
計				530,596	計				294,000

<運用・保守に関するもの>

(単位：千円)

旧システム				新システム			
年度	契約先	契約	金額	年度	契約先	契約	金額
H24年度	(株)HARP	随意		R4年度	(株)HARP	随意	69,500
R3年度	(株)HARP	随意	72,600				

(2) 旧システムで対応できなかった機能

旧システムで対応できなかった機能について、事業者からの報告に基づくものと、各道立学校に対する通知を確認したところ、以下のとおりである。

- ・ 学習指導要領の改訂に伴うもの
 - ① 高等学校における観点別学習状況の評価の実施
 - ② 高大接続に関わる電子調査書の全面的な導入
 - ③ 新しい指導要録に基づく調査書の様式変更及び追加
- ・ 接触機会の低減に関するもの
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る報告業務
 - ② 入学者選抜に係る報告業務

※ 本機能は「School Engine」サービスに含まれない、(株)HARPが製作した北海道独自機能である。

(3) 新旧システム間のデータ移行件数等について

北海道に対し新旧システムのデータ移行件数等を確認したところ、以下のとおり回答があった。

新旧システムのデータ移行件数等に係る資料

対象生徒		項目	移行 件数
R3年度 在籍生徒	卒業生		
○	○	学籍情報（指導要録様式1表相当）	949,501
○	○	R2年度以前の指導要録（成績）情報	9,513,931
○		R2年度以前の指導要録（所見）情報	791,920
○	○	R2年度以前の指導要録（出欠）情報	880,633
○	○	R2年度以前の指導要録（備考）情報	16,766
○		R3年度指導要録（成績）情報	973,337
○		R3年度指導要録（所見）情報	388,815
○		R3年度指導要録（出欠）情報	70,558
○		R3年度指導要録（備考）情報	30,153
○	○	分割履修、習熟度別授業の単位認定データ	253,733
		合計	13,869,347

なお、北海道に対して進行年度である令和3年中のデータ移行件数を示す資料の提出を求めたところ、システム運用を開始した平成24年度以降の卒業生の情報が含まれており、その件数を示すには各レコードを精査する必要があるため、算出は困難であると回答があった。

第3 監査の結果

1 監査結果

北海道公立学校校務支援システム構築事業にあたって着眼点ごとに監査手続を定め、その手続に従い監査を実施した結果、概ね適正に執行されていることが認められた。

なお、着眼点の一部事項については、次のとおり留意すべき事項が認められた。

2 意見・指摘等について

(1) コロナ交付金との事業関連性について

北海道に対して新システムの構築がコロナ交付金の趣旨に合致しているか確認したところ、接触機会の低減等を理由に妥当である旨回答があった。

ところが、令和4年11月1日に旭川南高等学校で行われた実地監査において、現段階における活用状況等を確認したところ、①指導要録の最終的な作成作業は学年末において行われるものであり、令和5年3月から活用予定であること、②入試選抜試験の報告システムについても、報告は今後行われる予定であるため現時点で接触機会の低減は感じられないこと、③感染症報告機能は、日本学校保健

会が運営する「学校等欠席者・感染症情報システム」との連携情報を踏まえて使用する予定であったが、当該団体から詳細が示されず、報告機能の使用を保留していること、また、インフルエンザ等の他感染症報告でも使うことができる（コロナ対策と関係がないのではないか。）旨の回答がなされている。（感染症報告機能（新型コロナウイルス感染症を含む。）は、令和5年1月分から活用済）

令和4年5月の会計検査院実地検査において、コロナ交付金で対応する事項として国が掲げた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について」（令和2年4月20日閣議決定）のIV-3.「リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速」において明示されていることから、本事業自体が交付金の趣旨に合致しているとの趣旨の説明をし、理解を得たとの回答がなされているが、少なくとも令和4年11月に行われた実地調査の時点では、接触機会の低減が感じられる機能の活用事例はまだなく、コロナ交付金により補正予算を組んでまでの緊急性を説明するには理由が不足していると考えられる。

以上のことから、コロナ交付金の趣旨との事業関連性を整理したうえで、今後の接触機会低減、感染リスク拡大防止に資するよう校務支援システムを有効活用し、有効活用した事例を公表・共有すること等により、道民の理解を得られるようにすべきである。

【意見】

校務支援システムの導入時において、コロナ交付金の趣旨との事業関連性が明確とは言えないため、今後の接触機会低減、感染リスク拡大防止に資するよう校務支援システムを有効活用すべきである。

(2) 選定に係る諸手続について

① 再委託の状況確認に関すること

北海道に対して、北海道公立学校校務支援システム構築業務委託契約に関する再委託状況を確認したところ、再委託をしている業務は以下のとおりである。

再委託先	委託の範囲	選定理由
(株)システムデイ	校務支援システム構築、システム研修、マニュアル作成	全国的に提供実績を持つパッケージシステム「School Engine」の提供事業者であり、本業務については本パッケージシステムを基本とした構築を行うため。
東日本電信電話(株)	校務支援システムファシリティサービス サーバー機器、ネットワーク機器、セキュリティ機器保守	無停電電源・空調設備、耐震構造を備えた高信頼設備を提供するとともに、運用監視員が24時間365日常駐して設備保守にあたっており、サーバー設備を安定的に運用することが可能であるため。 また、サーバー機器、ネットワーク機

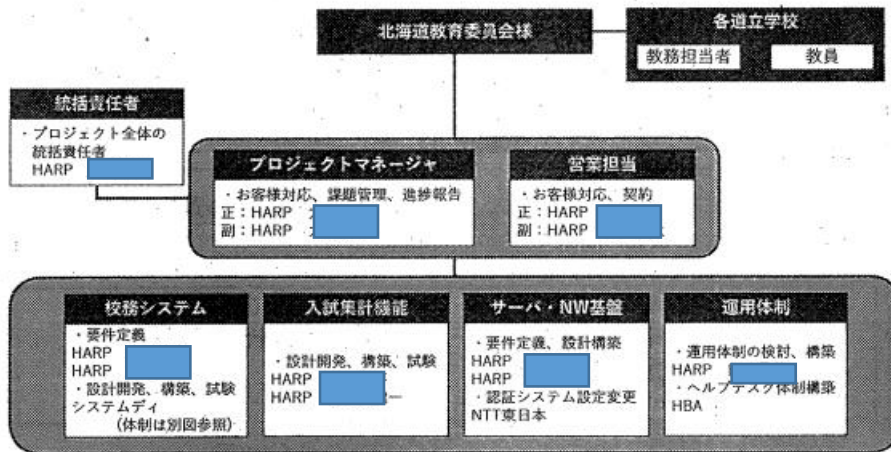
		器、セキュリティ機器の提供ベンダであり、故障対応を迅速に遂行可能な唯一のベンダであるため。
--	--	---

また、令和3年4月13日付及び令和3年6月1日付で㈱HARPから提出された業務処理計画書を確認したところ、プロジェクトの体制と構築業務に関する㈱HARP、㈱システムデイの作業工程表は以下のとおりであった。

4 本業務の実施体制

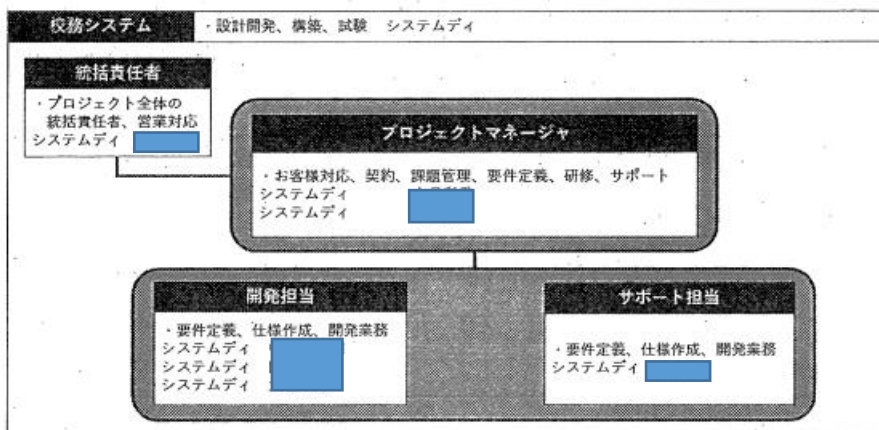
4-1 プロジェクト全体の体制

本業務の全体の体制図を以下に示します。



4-3 システムデイ社の体制及び要員計画

本業務におけるシステムデイ社の体制図を以下に示します。



※作業工程表については別紙2 業務処理計画書（当初）内作業工程表参照。また個人名については黒塗りしている。

道において再委託は、一定の要件を満たす場合に限り可能としているが、再

委託の承認に係る関係書類を確認したところ、検討内容の整理が必ずしも十分とは言えない部分が見受けられた。

(株)HARPと(株)システムデイのそれぞれの作業工数は明らかとなっていないが、令和2年12月8日付で(株)HARPが提出した「北海道教育庁様道立校務改修について」参考見積書を確認したところ、その内訳は以下のとおりであり、実際のシステム構築費の内訳構成比は概ね以下の数値に近いものになると予想される。

項目	令和3年度(税抜)(単位:円)	構成比
【アプリケーション費用】		
校務システムライセンス	67,200,000	22.53%
校務支援システム初期構築	26,400,000	8.85%
カスタマイズ作業	14,200,000	4.76%
データコンバート作業	3,100,000	1.04%
研修対応	13,950,000	4.68%
追加:中高連携システム	30,000,000	10.06%
追加:高校入試システム	53,340,000	17.89%
【構築・運用費用】		
プロジェクト管理	2,400,000	0.80%
サーバー基盤 機器	87,631,560	29.38%
合計	298,221,560	100%

※端数処理の関係で構成比の合計は100%にならない。

※中高連携システムは最終的に仕様から除外

そもそも新システムのベースとなる「School Engine」は(株)システムデイ製の既存パッケージソフトをベースにするもので、そのライセンス費や初期構築・カスタマイズ・研修対応は(株)システムデイが主導して行われるものと思料される。また、追加された高校入試システムは「School Engine」とは別個のシステムであり、一括する必要性は高くないものである。

ところで、コロナ禍における持続化給付金をはじめとする各種委託事業においては、再委託等による事実上の丸投げやピンハネが行われているのではないかと、官製談合やコネや癒着の温床となりやすい構図になっているのではないかと再委託に対する国民の目が厳しくなっている。

そのため、北海道において各種委託事業に取り組む場合にも、再委託を承認する際には道民の理解を得られるよう、透明性を明らかにできるように積極的に取り組む必要があると考えられる。特に(株)HARPは北海道主導で設立された第3セクターであるため、組織人員に対する売上高や北海道からの委託料を

考えると、道民の目が厳しくなる可能性が高いものである¹¹。

以上のことから、再委託の承認を行う際は、承認に関する要件について、十分な検討を行い、当該検討結果を明確に整理したうえで、道民の理解を得られるようにすべきである。

【意見】

再委託を行う場合は、関係規程に従い、要件等に対する検討内容を明確に整理したうえで承認を行い、道民の理解を得られるようにすべきである。

② 業者選定過程に関すること

ア 理由（特許等の理由に関するもの）

新システムの構築にあたり、平成27年6月に校務支援システム改善検討委員会を設置し、同年11月及び平成31年1月に今後の校務支援システムの在り方について提言を受け、旧システムを改修し継続する場合と民間システムを活用し改善を図る場合の比較検討と(株)システムデイ製の「School Engine」が適当である旨の結論が出されている。

そのシステムを導入する業者を選定する過程は以下のとおりである。

年月日	過程
令和2年9月2日	(株)HARPから、新校務支援システムと入試情報システムについて、(株)システムデイ、アルプ(株)、テクノコーポレーション(株)製民間パッケージを導入した際の、アプリケーション費用・構築・運用費用等見積もり費用一覧表が提出される。
令和3年12月8日	(株)HARPから、①構築・②ランニング（1年）について参考見積書が提出される。
令和3年3月16日	指名選考委員会（1回目）において以下の指摘と回答がされる。 「新たなシステムを作るのであれば、競争性を働かせることも必要である。」 「資料やこれまでの説明では随意契約とする理由として不十分。」 「現在事業者のノウハウを活用するといった説明があったが、その理屈であればいつまでも事業者が変わらない。」 「選定理由の4つ目に記載した、HARP社が排他的な著作権を有する「教職員認証基盤」を使用しなければならない理由等の説明が不十分であったと考えます。」（説明員）

¹¹ 令和3年度関与団体点検調書参照。令和3年6月1日時点での組織人員が5名となっている。なお、業務処理計画書に技術者として記載されているスタッフの所属（直接雇用・請負・派遣等）を明らかとする公的資料の提出はない。

	「価格の低減や利便性だけではなく、技術的な特許等の条件によって代替性がないことが説明できなければ一者随契とはならないことに留意の上、再度指名選考委員会に諮ってください。」
令和3年3月29日	指名選考委員会（2回目）において資料説明・特記事項・質疑応答なく全会一致で、原案のとおり可決

指名選考委員会（1回目）での選定理由のうち、「HARP社が排他的な著作権を有する「教職員認証基盤」を使用しなければならない」旨¹²の回答が、随意契約とすべき最も重要な理由と考えられる。

そもそも、平成23年4月1日に旧システムを開発した㈱HARPとの「北海道公立学校校務システム構築業務委託契約書」第12条（著作権等の取扱い）において、著作権は北海道教育委員会に移転する旨定められていることから、一般に北海道が委託するシステム開発に関する著作権は北海道に移転されている可能性がある。

そのため、本監査において「教職員認証基盤」に関する著作権の権利関係を示す資料の提出を求めたところ、北海道から以下の回答があった。

- ・スクールネットの認証基盤に係る排他的著作権は㈱HARPが有しており、本契約においては、契約前から既に㈱HARPがもつ権利を利用しているものです。
- ・本契約第9条¹³は「委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。」としておりますが、本契約は、受託者がクラウドサービスを提供する委託業務であり、新たな認証基盤等の開発を委託するものではないため、道側に著作権の発生はございません。

以上より、権利関係に関する回答は得られたが、本来は指名選考委員会において文書等により当理由を明らかにしたうえで、議事録等に記録すべきものである。そのため、システムの選定過程及び随意契約によらざるを得ないことを判断する材料が不足していたと考える。

イ 理由（データ移行に関するもの）

「2回目の指名選考委員会では、基となったデータベースプログラムの現著作者の廃業などの理由で、現行システムの改修は困難であるという経緯と

¹² 入札参加者指名選考委員会議事録（令和3年3月16日）より

¹³ 「第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。また、受託者は、委託業務の処理に伴い生じた著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。」

ともに、技術的な観点で新システムへの確実かつ適切なデータ移行を工期内に実施できるのは㈱HARPのみであるという選定理由を説明し、1回目の再審議理由となった技術的な条件により代替性がないという選定理由の整理がされた」と回答があった。

指名選考委員会資料¹⁴選定理由のなかに、「現行システムのデータ移行を確実かつ安全に行うために」㈱HARPを選定する必要がある旨記載されているため、直近3年間の旧システム運用業務委託契約書を確認した。そのデータ移行に関する条項をみると、平成31年4月1日から平成32年3月31日を契約期間とする、委託契約書第20条の2（データ移行等）¹⁵、令和2年4月1日から令和3年3月31日を契約期間とする委託契約書第20条の2（データ移行等）¹⁶、令和3年4月1日から令和4年3月31日を契約期間とする委託契約書第29条（データ移行等）¹⁷によると、受託者によるデータ移行作業の確実性が担保される趣旨の規定となっている。

このような規定が定められている以上、新システムへの確実かつ適切なデータ移行を工期内に実施できるのは㈱HARPのみである旨であることを指名選考委員会において技術的資料等により明らかにしたうえで、議事録等に記録すべきである。そのため、システムの選定過程及び随意契約によらざるを得ないことを判断する材料が不足していたと考える。

ウ 理由（選定過程の技術的支援に関するもの）

北海道に対して、新システム構築にあたり、外部有識者の技術的支援等を受けたかを確認したところ、道立学校セキュリティアドバイザーとして委託している業者から助言を得ている旨回答があった。しかし、その助言内容の詳細を確認するために必要となる資料等の提出がなされず、選定についての適切な技術的な助言を受けたものであったかを確認することができなかった。

¹⁴ 別添資料3（指名選考委員会資料）

¹⁵ 「第20条の2 本契約の満了並びに本契約第13条、第14条、第15条、第16条の規定に基づき契約を解除する場合は、受託者の責任及び負担において本業務を継承する事業者に対するデータ移行等の作業を確実に実施するものとする。」

¹⁶ 平成31年4月1日から平成32年3月31日を契約期間とする、委託契約書と同様の文言であった。

¹⁷ 「第29条 本契約の満了並びに本契約第14条から第17条、第19条、第20条の規定に基づき契約を解除する場合は、受託者の責任及び負担において本業務を継承する事業者に対するデータ移行等の作業を確実に実施するものとする。」

以上のことから、随意契約の根拠となる指名選考委員会の資料のみでは、システムの選定過程及び随意契約によらざるを得ないことを判断する材料が不足しているため、業者選定理由と随意契約の必要性を詳細に検討し、道民の理解を得られるようにすべきである。

【意見】

随意契約の根拠となる指名選考委員会の資料のみでは、システムの選定過程及び随意契約によらざるを得ないことを判断する材料が不足しているため、改めて業者選定理由と随意契約の必要性について、道民の理解を得られるように整理すべきである。

また、業者選定の際の各過程において、情報システムに関する外部有識者の分析結果や技術的支援を受けた記録を残す等、選定過程の客観的検証可能性を高めるよう配慮すべきである。

③ 契約の細分化、ベンダーロックインに関すること

ア 理由（新旧システムの比較によるもの）

旧システムの契約は、平成21年9月16日付で㈱H I D（業務分析・設計及び開発）を総合評価一般競争入札により決定、平成21年9月15日付で㈱H A R P（監理、ネットワーク構築等）を随意契約により決定し、校務支援システムに関する業務の契約単位が分割されている。一方、新システムの契約は、令和3年4月13日付で㈱H A R P（構築）を随意契約により決定している。

北海道に対してもともと分離契約されていた旧システムの契約単位を、新システムにおいて契約を分離しなかった理由を確認したところ、以下のとおり回答があった。

- ・旧システムの開発は、専用アプリケーションとして3年間かけて設計・開発を行う大規模な業務であったため、新システムは汎用パッケージソフトを利用したシステム提供を想定したもので、旧システム構築時のように新たに大規模なプログラム開発を要するものではありませんでした。
- ・パッケージソフトを活用するには、当該ソフトを稼働させるサーバ・ネットワーク環境（基盤）を合わせて提供する必要があり、今回のシステム構築においては、当該サーバ・ネットワーク環境の構築が業務の主要な部分となるため、当該業務を担う事業者と一括して契約したところです。

確かに、旧システムの設計・開発は3年かけて行われたものであり、3年間の支出総額337,670,000円（税込）と大規模なものとなっている（H24～H26の機能強化等を含めると530,596千円）。しかし、新システムの設計・開発は1年間の短期開発ではあるが、平成27年6月に校務支援システム改善検討委員会が設置され、平成27年11月及び平成31年1月に委員会からの提言を受け

る等、必ずしも開発や選定に時間的余裕がなかったものではなく、また1年間の支出総額は294,000,000円(税込)と、金額的にも小規模な業務であったとは考えにくい。

また、令和2年12月23日付で教育庁教育環境支援課から提出された「情報システム診断受診票(新規開発)」を確認すると、旧システムは、「株式会社アプシスコレレイションのパッケージを基本システム(データベースを含む。)」としている旨記載があり、(株)システムデイのパッケージを基本とする「School Engine」を利用する新システムとの差が明確でない。

また、新システムは58項目のカスタマイズ(入学者選抜報告機能含む。)が行われているが、新旧システムのカスタマイズの作業量の差を明らかとする資料の提出がなされていないため、新旧システムで契約単位を変えた理由が明確とならない。

このように、新旧システム間において、細分化されていた契約をあえて一括する理由が明確でないため、その理由を選定過程において明らかにすべきである。

イ 理由(校務支援システムと入学者選抜報告機能の一体性によるもの)

北海道独自機能である入学者選抜報告機能について確認したところ、既存パッケージソフトであるシステムデイ製「School Engine」とは異なるシステムであるとの回答があった。さらに「School Engine」と入学者選抜報告機能を一体のものとして構築すべき理由を確認したところ、以下の事項について両システムの連携が必要であること、連携方法について以下のとおり回答があった。

- ・(中高)学校コード
- ・学科コード
- ・生徒情報

入学者選抜報告機能で作成したデータは「School Engine」に取り込むことができるが、その取り込みは「School Engine」の読み込みレイアウトに合わせて(株)HARPが開発した入学者選抜報告機能から出力されるエクセルファイルにより行うものである。

このように、「School Engine」と入学者選抜報告機能は必ずしも一体のものではなく、契約を分離発注できない理由を選定過程において明らかにすべきと考えられる。

ウ 理由(サーバ・ネットワーク環境の構築及びライセンスによるもの)

北海道の回答によると、今回のシステム構築においては、当該サーバ・ネ

ットワーク環境の構築が業務の主要な部分となるとされているが、積算書によると一般に販売されていると思われる機器も相当数含まれており、分離発注できる可能性がある。

また、新システムは汎用パッケージを利用したシステム提供を想定しており、(株)システムデイからライセンスを取得し使用することが前提となっていること、また、北海道に対して導入にあたってのシステム操作研修講師を確認したところ、すべて株式会社システムデイ所属の者が行っているとの回答があった。

本構築契約全体における、サーバー・ネットワーク環境構築、ライセンス料、研修費用等の割合は明らかとなっていないが、少なくとも(株)HARP以外に発注できる可能性があるものであるため、契約を分離発注できない理由を選定過程において明らかにすべきと考えられる。

エ 理由（運用保守契約に関するもの）

新システム運用業務委託契約における、指名選考委員会説明資料を確認したところ、選定理由は以下のとおりであった¹⁸。

- (1) 道立学校教職員の校務を補完し、学校における働き方改革に資するものであることから、公立学校の教務事務に関するシステム構築ができること。
- (2) 情報システムの安全性を確保できるマネジメント体制が必要であることから、北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準第120条第2項第1号から第8号に定める情報セキュリティ対策が十分に確保されていること。
- (3) 民間のパッケージソフトウェアである(株)システムデイのSchool Engineを基本に、電子自治体プラットフォームを活用し令和3年度に構築しているシステムであることから、本システムのソフトウェア及びサーバ等の機器を安定的に運用・保守管理できること。
- (4) 教職員が本システムにアクセスする際のIDとパスワードを識別する機能は、スクールネットの認証機能である「教職員認証基盤」を利用して構築したものであることから、「教職員認証基盤」の運用ができること。

以上の条件について、すべてを満たす事業者は、「教職員認証基盤」の排他的な著作権を有している(株)HARPのみである。

これら理由のうち(4)については、指名選考委員会においてその権利関係を明らかとする書類等の提出がなされておらず、本選定理由は適切なものであったか(株)HARPが教職員認証基盤について排他的な著作権を有しているか否か)の判断をすることができないものであり、運用保守契約においても選定理由が適切なものかの判断ができないものであった。

近年、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題となっているところ、競争政

¹⁸ 指名選考委員会説明資料（担当課：ICT教育推進局 ICT教育推進課）

策の観点から、今後の情報システム調達について、ベンダーロックインが回避されることなどにより、多様なベンダーが参入しやすい環境を整備することが重要であると指摘されている¹⁹。また、旧システムの基本データベースを開発したアプシスココーポレイションの廃業に伴い、旧システムが改修不可能となったことも新システム構築の理由の一つとなっており、システムを継続するためのリスク分散の観点からも多様なベンダーが参入しやすい環境を整備する必要もある。

以上から、校務支援システムに関連する契約について、システムを開発した事業者以外の者が、その保守・運用契約の入札に参加できるようにしていくこと、その契約単位を細分化できないかも含め、ベンダーロックインを回避するための取組や意識改革を促すべきである。

【意見】

今後、校務支援システムの開発をする際には、システムを開発した事業者以外の者が、その保守・運用契約の入札に参加できるようにしていくことやその契約単位の細分化などベンダーロックインを回避するための取組を意識すべきである。

(3) 導入及び成果測定についての検証体制について

① 契約価格の検証体制に関すること

北海道に対して委託業務の実態把握について確認したところ、人件費をはじめとする各積算にあたって、委託業務完了後に実態を把握していないため、積算と実績が乖離していないか検証する体制になっていないとの回答が得られ、本包括監査においては、積算が適正であったかの判断ができないものであった。

過去から新旧システムの運用・保守契約は随意契約により行われているため、その予定価格の算定内容が妥当であったかの検証が必要と思われるが、その検証がなされていなかった。そのため、現地調査、サービスレポート、報告書等の提出を求め、作業項目別作業量、実働時間、作業内容等の実績を把握し、その契約価格の妥当性と検証結果を次年度契約に反映させることが必要と考えら

¹⁹ 「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。(官公庁における情報システム調達に関する実態調査について(令和4年2月8日公正取引委員会))

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208_system.html

れる。なぜなら、定期的にこの算定内容を検証することで、積算の合理性の向上を図ることができるようになると思われるからである。

今後、複数年にわたり新校務システムの保守・運用契約や軽微な改修作業等が行われるのであるから、情報システム関係の開発・保守・運用契約の算定内容が妥当であったかの検証するための体制を構築し、その契約価格の妥当性と検証結果を次年度契約に反映させることができる体制とすべきである。

【意見】

今後のシステム更新において、今回の情報システム関係の算定が妥当であったかの検証を継続し、その検証結果を更新時の契約に反映させるべきである。

② 成果測定に関すること

新システムを構築することに関する成果測定の有無を確認したところ、本構築業務については、校務支援システムを新学習指導要領に対応させるものにするという目的のため、抜本的な機能変更ではなく、今後使用できなくなるものを継続的に使用できるようにするという事業趣旨を踏まえたものであるため、新たな成果指標は設定していないと回答があった。

しかし、本事業は、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン（第2期）」に関する施策であり、その施策において指標が設定されていること、政策評価の基本評価調書（令和4年7月12日付け教ICT第180号）による指標が明示されていること、コロナ交付金の充当された事業としての効果の検証や公表が求められていること²⁰から、道民の関心も高いものと考えられる。

以上のことから、明示された指標について、今後検証できる体制とすることで、働き方改革とGIGAスクール構想の加速に対する校務支援システムの有効性を示し、道民の理解を得られるようにすべきである。

【意見】

政策評価の基本評価調書（令和4年7月12日付け教ICT第180号）や「北海道アクション・プラン（第2期）」等により明示された指標について、今後検証できる体制とすることで、道民に対し校務支援システムの導入による学校における働き方改革とGIGAスクール構想の加速に対する理解を得、北海道におけるICT教育のさらなる推進のきっかけとすべきである。

²⁰ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A（第8版／令和4年5月13日）9 効果の検証・実施計画の公表について

https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20220513_qa_ver8.pdf

【所感】

校務支援システムは平成24年度から本格導入され、平成25年度には268校の全ての道立学校と42市町村の88市町村立学校で運用され、都道府県単位でシステムを開発するなど先進的な取り組みであった。新システム構築にあたっては、独自開発から汎用パッケージにシフトしたこと、コロナ交付金を使うことで接触機会の低減機能を追加することで、教員の負担を減らすことができるように配慮され、導入するシステムの選定においても複数回にわたりデモンストレーションを行ったこと、他都府県の状況も調査したことについて、保管・公表されている資料だけでも相当数となっており、道民の理解を得られやすいようになっており評価できる。

しかし、業者の選定にあたっての経緯は、随意契約の必要性は理解できるものの、その検討記録等が適切に保管されているものとは言えず、選定理由等が適切であったのか判断ができないものがいくつか認められた。

校務支援システムは、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン（第2期）」の施策の一つとなっており、道民の関心が高い事業である。今後、道民の理解を得られるように新システム導入成果の測定と指標を明示し、今後定期検証できる体制とすることで、道民に対して新校務システム導入の有用性を示すことで北海道におけるICT教育のさらなる推進のきっかけとなることを期待したい。

令和3年度 関与団体点検調査

令和3年6月1日現在

団体番号	146	調査作成 責任者	総合政策部 DX推進課 地域デジタル担当課長 西海 健				
種別	株式会社	団体名 (株)HARP	担当係等名 地域デジタル化係				
設立(登記)年月日	H16.9.21	新規・継続の別	継続				
設立経緯	株式会社HARPは、平成13年1月の「e-Japan戦略」に基づき、平成14年度に総務省が公表した「共同アウトソーシング・電子自治体戦略」を踏まえ、道が検討・公表した「北海道電子自治体プラットフォーム構想(HARP)」を実現するため、平成16年9月に道及び道内市町村が設立した「北海道電子自治体共同運営協議会(HARP協議会)」と密接に連携しながら、効率的・効果的な電子自治体化を推進するための公的性情格と民間ノウハウを併せ持った事業体(第3セクター)として、道及び道内の社会経済基盤を支える主要な企業等の出資により、平成16年9月に道主導で設立した団体である。						
設立目的	公共性を持ち、民間の優れたノウハウを取り入れた新会社を設立して、住民サービスの向上や行政事務の効率化、新事業創出による経済の活性化や雇用の拡大を目指すHARP構想を実現する。						
事業内容	1 情報システムの企画、設計及び管理運営 2 情報収集・処理の提供サービス 3 コンピュータシステム構築のコンサルタント業務 4 コンピュータシステムによるデータ処理及び事務処理の受注 5 コンピュータのソフトウェア・ハードウェアの開発・販売 6 システムインテグレーション(総合的なコンピュータシステムの構築及び保守)業務 7 コンピュータシステム構築の教育及び研修業務 8 コンピュータのシステム又はプログラムの設計技術者の派遣 9 上記に付帯する一切の業務						
所在地	〒060-0001 市町村名 札幌市	それ以下	中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル3階				
連絡先	TEL 011-221-5800	FAX 011-212-7082	E-mail info-harp@e-harp.jp				
URL	http://www.e-harp.jp/						
代表者	職名 代表取締役	氏名 近藤 晃司	勤務形態 非常勤 派遣職者・その他の別 派遣職者				
道の関与	出資・入金の日、金額及び比率 H16.9.13 97,000 20.6%	補助金等の総額及び比率 (R2決算) 219,775 -	道職員の派遣開始日・人数 (開始日) 人				
経 緯 (人)	区 分	常 勤	うち うち 道派遣 道退職者	非常勤	うち 道兼職	合計	基本財産等への出資状況 出資・入金者、金額及び比率 (千円)
	役員 理事・取締役 監事・監査役 職員 管 理 職 一 般 職 計	2 1 3	 1 0	2 3	2 2	1 1 5	4 0 1 0 5
基本財産等 (千円)	区 分	全 体	道 出 資 等 分	比 率	道 補 助 等		備 考
	資本金	471,000	97,000	20.59%			
	基金合計						
	計	471,000	97,000	20.59%			
道費の状況	経費区分	道予算額	うち一般財源(道債を含む)	※備考欄は道の比率等項目が0%以下の場合にこの項目欄を記載すること			
R3年度 当初予算額	補助金等総額	305,320		305,320	道休財産等	純資産合計	
	補助金				区分	資産額(千円)	-
	交付金				H30年度末	549,348	
	負担金				R元年度末	621,313	
	委託料	305,320		305,320	R2年度末	686,616	
	区 分	買 付 金	損 失 補 償	債 務 保 証	損失補償・債務保証総額		
	R3年度予算(限度額)				0		
	R2年度末の債務残高				0		
	累 計 額	0	0	0	0		
	基本財産等の計に占める損失補償・債務保証総額の割合						0.0%

【別紙1-1】

付表1

[団体番号: 146 団体名: (株)HARP]

整理番号	補助金等又は貸付金の事業名	開始年度	R2節区分				道立施設の管理運営費	平成30年度決算額 (一般財源)	令和元年度決算額 (一般財源)	令和2年度決算額 (一般財源)
			18節	12節	20節	21節				
			補助金	交付金	委託料	貸付金				
1	北海道電子自治体共同システム運用保守業務	H18			●		36,265 (36,265)	36,334 (36,334)	36,310 (36,310)	
2	調査統計業務支援システム運用管理業務	R1						5,232 (5,232)		
3	調査統計業務支援システムに係る基盤クラウドサービス提供業務	H25			◎		1,296 (1,296)	1,278 (1,278)	1,290 (1,290)	
4	電子調達システムASPサービス提供業務	H28			●		83,816 (83,816)	86,227 (86,227)	88,639 (88,639)	
5	北海道教育情報通信ネットワークに係るクラウドサービス提供業務	H29			◎		160,056 (160,056)	161,538 (161,538)	163,020 (163,020)	
6	北海道教育庁代替教職員応募・任用システム運用管理業務	H24			●		972 (972)	981 (981)	990 (990)	
7	北海道教育庁代替教職員応募・任用システムに係る応募者情報ファイル取り込み機能等開発業務	H30					950 (950)			
8	電子調達システム元号改修業務	H30					756 (756)			
9	北海道自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務	H29			●		87,177 (87,177)	87,653 (87,653)	88,274 (88,274)	
10	地域をつなげるネットワーク運用保守業務	H27			●		4,752 (4,752)	4,807 (4,807)	1,133 (1,133)	
11	平成30年度地域をつなげるネットワーク機能改修業務	H30					540 (540)			
12	大容量データ共有システム運用保守業務	R2			●				997 (997)	
13	北海道電子自治体共同システム簡易様式登録業務	R2			●				3,432 (3,432)	
計			0	0	9	0	376,580 (376,580)	384,050 (384,050)	384,089 (384,089)	

(千円)

法人の当期支出総額			
-----------	--	--	--

(千円)

道の財政的関与の状況	補助金	交付金	負担金	委託料	補助金等合計	貸付金	総計
決算額	0	0	0	215,228	215,228	0	215,228
	0	0	0	216,002	216,002	0	216,002
	0	0	0	219,775	219,775	0	219,775
補助金等比率	-	-	-	-	-	-	-
50%以上	-	-	-	-	-	-	-

※委託料については競争性のない随意契約の額のみを記載

※一般財源については道債を含む額を記載

【仕組債の保有状況】 ※道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。

(千円)

保有銘柄数	取得時期	償還時期	簿価額合計 (R2年度末現在)	時価額合計 (R2年度末現在)	評価損益額合計 (R2年度末現在)
					0

【別紙1-2】

